

山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月22日

山鹿市長 早田 順一

## 山鹿市規則第36号

### 山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山鹿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成17年山鹿市規則第36号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2条」を「第1条の2」に改める。

第2章中第2条の前に次の4条を加える。

（勤務時間条例第3条第3項の適用除外職員）

第1条の2 勤務時間条例第3条第3項の規則で定める職員は、会計年度任用職員（勤務時間条例第2条第1項の会計年度任用職員をいう。以下同じ。）、育児短時間勤務職員等（同条第3項の育児短時間勤務職員等をいう。以下同じ。）、定年前再任用短時間勤務職員（同条第4項の定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）及び任期付短時間勤務職員（同条第5項の任期付短時間勤務職員をいう。以下同じ。）とする。

（勤務時間の割振り等の基準等）

第1条の3 任命権者は、勤務時間の割振り等（勤務時間条例第3条第3項の規定による勤務時間を割り振らない日（同項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。第3条第2項及び第27条第1項の表20の項を除き、以下同じ。）の設定又は勤務時間の割振りをいう。以下この条から第1条の5までにおいて同じ。）を行う場合には、勤務時間条例第3条第3項に規定する申告（次条第1項を除き、以下「申告」という。）を考慮しつつ、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。この場合において、当該申告どおりの勤務時間の割振り等を行うことにより公務の運営に支障が生ずると認めるときは、別に市長の定めるところにより、当該申告と異なる勤務時間の割振り等を行うことができるものとする。

- (1) 第1条の5に規定する単位期間（以下この号において「単位期間」という。）をその初日から1週間ごとに区分した各期間（単位期間が1週間である場合にあつては、単位期間。次号において「区分期間」という。）につき1日を限度として、勤務時間を割り振らない日を設けることができること。
- (2) 勤務時間は、1日につき6時間以上とすること。ただし、区分期間（勤務時間を割り振らない日を含む区分期間を除く。）につき1日を限度として職員が指定する日（第4号において「特例対象日」という。）については、6時間未満の勤務時間を割り振ることができること。

- (3) 前2号の規定にかかわらず、休日（勤務時間条例第9条の祝日法による休日又は年末年始の休日をいう。以下同じ。）その他市長の定める日については、7時間45分の勤務時間を割り振ること。
  - (4) 月曜日から金曜日まで（勤務時間条例第4条に規定する職員については、第4条の規定により割り振られた勤務日）の午前11時から午後3時15分までの間において、勤務時間条例第6条第1項本文又は同条第2項の休憩時間を除く時間は、この項の基準により勤務時間を割り振る職員に共通する勤務時間とすること。ただし、特例対象日については、当該時間帯に勤務時間を割り振らないことができること。
  - (5) 始業の時刻を午前7時以後に、終業の時刻を午後8時以前に設定すること。
- 2 職員の健康及び福祉の確保に必要な場合として市長が認める場合に係る勤務時間条例第3条第3項の規定による勤務時間の割振りについては、市長が別に定めるところにより、前項第4号に掲げる基準によらないことができるものとする。
  - 3 任命権者は、第1項各号（第1号及び第3号を除く。）に掲げる基準によらないことが、公務の能率の向上に資し、かつ、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすおそれがないと認める場合には、市長と協議して、当該基準について別段の定めをすることができる。この場合において、当該別段の定めが市長が定める基準に適合するものであるときは、当該市長との協議を要しないものとする。

（勤務時間の割振り等の申告等）

第1条の4 勤務時間条例第3条第3項の職員の申告は、前条に定める基準に適合するものでなければならない。

- 2 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、勤務時間の割振り等を変更することができる。
  - (1) 職員からあらかじめ勤務時間の割振り等又はこの項の規定による勤務時間の割振り等について変更の申告があった場合において、当該申告どおりに変更するとき。
  - (2) 勤務時間の割振り等又はこの項の規定による勤務時間の割振り等の変更の後に生じた事由により、当該勤務時間の割振り等又は当該変更の後の勤務時間の割振り等によると公務の運営に支障が生ずると認める場合

（単位期間）

第1条の5 勤務時間条例第3条第3項の単位期間は、同項の規定による勤務時間を割り振らない日及び勤務時間の割振りについては、4週間（4週間では適正に勤務時間の割振り等を行うことができない場合として市長が別に定める場合にあっては、1週間、2週間又は3週間）とする。

第3条第1項中「第5条」を「第5条第1項（同条第2項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び次項第3号において同じ。）」に、「同条」を「同条第1項」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 任命権者は、週休日の振替等（次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）を行う場合には、週休日の振替等を行った後において、週休日又は勤務時間を割り振らない日（勤務時間条例第3条第3項及び勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。第27条第1項の表20の項において同じ。）が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、

勤務日等（勤務時間条例第8条の2第1項の勤務日等をいう。以下同じ。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

- (1) 週休日の振替（勤務時間条例第5条第1項の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。）
- (2) 勤務時間を割り振らない日の振替（勤務時間条例第5条第2項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づき勤務日を勤務時間を割り振らない日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。）
- (3) 4時間の勤務時間の割振り変更（勤務時間条例第5条第1項の規定に基づき勤務日（4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）の勤務時間のうち4時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。次項において同じ。）

第4条に次の1項を加える。

7 勤務時間条例第6条第2項の規則で定める休憩時間を一斉に与えないことができるのは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 交替制により勤務させる場合
- (2) 計器監視その他危害防止に必要な業務に従事させる場合
- (3) 同一公署内でも勤務場所を異にする場合
- (4) 前号各号に掲げる場合のほか、市長が認める場合

第6条第1項中「又は勤務時間条例」を「勤務時間条例」に改め、同条第2項中「任命権者は、」の次に「勤務時間条例第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日を設け、若しくは勤務時間を割り振り、又は」を加える。

第24条第4項中「地方公務員法第22条の2第1項に規定する職員（以下「会計年度任用職員」という。）」を「会計年度任用職員」に改める。

第27条第1項の表20の項中「週休日」の次に「、勤務時間を割り振らない日」を加える。

第38条中「得て、週休日」の次に「、勤務時間を割り振らない日」を加える。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。